

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 8 台湾

書籍の題号は、その内容を特定するものであり、商品又は役務によっては、消費者がその商品又は役務の説明であると認識するにすぎないことから識別力がないとして商標法第 29 条第 1 項第 1 号により拒絶される。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

書籍の題号について特に明記した規定はない。したがって、書籍の題号の識別性については、商標法第 18 条及び第 29 条等の一般規定から解釈論として導かれる。

これらの条文については、上記 1.8(1)と同様である。

(2) 書籍の題号からなる商標についての審査基準上の取扱い

商標識別性審査基準 4.7「従来知られた書籍、物語、劇、動画、歌曲及び音楽等の作品名称」に記載がある。従来知られた書籍、物語、劇、動画、歌曲及び音楽等の作品名称は、消費者にとって当該著作の内容を特定するものであるため、商品又は役務との関係で識別性を有しないとされている。

この識別性を有しない商品又は役務として、以下のものが具体的に挙げられている。

- ・第 9 類：オーディオテープ、ビデオテープ、テレビゲーム用カセット、磁気ディスク、光ディスク
- ・第 16 類：書籍
- ・第 28 類：玩具商品
- ・第 35 類：書籍・ビデオテープ小売
- ・第 38 類：テレビ放送、ラジオ局放送
- ・第 41 類：番組・動画・オーディオテープ・光ディスクの製作発行、書籍・雑誌の出版発行、オンラインゲーム
- ・第 42 類：コンピュータプログラムの設計等

作品名称は識別力ないとされる理由としては、「作品名称は、通常特定作品を指示するのに用いられ、特定の商業の出所を指示するのに用いられるのではない。例えば書籍名称がある特定の文学作品を指示するのに用いられると、消費者はそれを特定の商業の出所と結びつけることはなく、原則として、出所を指示し区別する識別性は有しない。」と記載されている。

なお、作品名称が出願され、審査時において審査官がその商標が書籍の題号だと知らずにその出願が登録された場合であっても、登録後において商標権者がその登録商標を作品の名称として使用するのみであった場合、その使用は商標の使用にはあたらないとしている(商標識別性審査基準 4.7)。

(3) 書籍の題号からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも、書籍の題号について指定商品を「書籍」や「印

刷物」等とした場合、識別力がないとして商標法第 29 条第 1 項第 1 号に基づき、拒絶となるとしている。

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

TIPO 及び出願代理人の見解によれば、識別力がないとして拒絶される場合がある商品又は役務は以下のとおりである。

- 第 9 類：電子出版物，インターネットを利用して受信し，及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ
- 第 16 類：書籍，新聞・雑誌等の定期刊行物，辞書，百科事典
- 第 41 類：電子出版物の提供

また，TIPO はその他の商品又は役務として以下のものを挙げている。

- 第 28 類：ゲーム用具及びおもちゃ
- 第 35 類：録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売，CD 類の小売又は卸売
- 第 38 類：テレビジョン放送，ラジオ放送
- 第 41 類：映画・ビデオ及び録画済み媒体の制作，映画・ビデオ及び録画済み媒体の貸与，娯楽の提供，演劇の上演
- 第 42 類：電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守

加えて，出願代理人は，第 35 類「広告」，第 41 類「テレビ娯楽番組の制作」を挙げている。

ここで，TIPO は，商品を「書籍及び雑誌」とした「非伝統的姓占い(顛覆姓名學)」の出願が拒絶された例を挙げている。このような商標を書籍や雑誌などに使用した場合，消費者は商品内容の説明であると理解する。

(3-3) 書籍の題号の有名性の程度による判断の変化の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも，書籍の題号の有名性の程度により判断は変化しないとしている。

ただし，商標識別性審査基準では，書籍等の作品が広く世に知られ，映画化されて他の周辺商品に大量に使用されて消費者の脳裏に鮮明な印象が形成されることで出所を表示する機能を有する場合は，識別性を有するとしている(商標識別性審査基準 4.7)。そして，著作権者又はその同意を得た者は商標登録出願をすることができる。許諾のない第三者については，登録されない(商標法第 30 条第 1 項第 11 号「他人の著名な商標と同一又は類似」)。

(3-4) 当該書籍がシリーズものである場合の取扱い

TIPO 及び出願代理人のいずれも，書籍がシリーズものであるか否かにより判断は変化しないとしている。

なお、商標識別性審査基準には、定期刊行物及び一つのシリーズの同一名称で発表された作品は原則として識別性を有するとしている(商標識別性審査基準 4.7)。これは、一の名称で発表された一連の作品は、個別の単一作品の内容がそれぞれ異なり、消費者は、その名称によって同一の出所に属する個別の単一作品であることを識別するためである。このため、このような名称は、商標として識別性を有するとしている。

(3-5) 識別力の有無の判断時

歌手名等(1.8(3-4))と同様である。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

書籍の題号からなる商標は、商品又は役務との関係で記述的標章にあたるが、すでに使用されており、後天的に識別性を取得していることを証明すれば登録することができる(商標識別性審査基準 2.2.1)。

(3-7) 識別力以外の拒絶理由

TIPO 及び出願代理人のいずれも、商標法第 30 条第 1 号第 7 号(公序良俗違反)、同第 10 号(他人の先願先登録)及び第 13 号(他人の肖像又は名称等)を挙げている。これらに関する判断については、商標誤認混同審査基準が参照される。

(4) 書籍の作者又は著者名からなる商標の審査での取扱い

(4-1) 拒絶の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも、作者名又は著者名からなる商標を書籍等を指定商品として出願した場合、識別力がないことを理由に拒絶となる場合があるとしている。

(4-2) 作者又は著者名の有名性の程度による判断の変化の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも、作者又は著者の有名度によって結論は異ならないとしている。

(4-3) 識別力以外の拒絶理由

TIPO 及び出願代理人のいずれも、現行商標法第 30 条第 1 項 10 号(他人の先願先登録)及び同第 13 号(他人の肖像又は名称等)を挙げている。これらに関する判断については、商標誤認混同審査基準が参照される。

(5) 資料(条文等)

<商標法第 18 条>、<商標法第 29 条>、<商標識別性審査基準 2.1 及び 2.2.1>については上記 1.8(4)を参照。

<商標識別性審査基準 4.7 従来知られた書籍、物語、劇、動画、歌曲及び音楽等の作品名称>

従来知られた書籍、物語、劇、動画、歌曲及び音楽等の作品名称は、消費者にとって、著作の内容を特定するものにすぎず、これを例えば、第 9 類のオーディオテープ、ビデオテープ、第 16 類の書籍、第 28 類の玩具等商品、第 35 類の書籍、ビデオテープ小売、第 38 類のテレビ放送、ラジオ局放送役務、第 41 類の番組、動画、オーディオテープ、光ディスクの製作発行、書籍、雑誌の出版発行等役務に使用すれば、関連消費者は容易にそれが商品又は役務内容の説明であることを認識することができるため、通常、識別性を有しない。

例えば、「白蛇伝」、「包青天」、「西遊記」、「簡愛」、「茶花女」等の従来知られた民間伝承、小説及び劇の名称を、舞台劇、映画、テレビ番組、放送番組、映画フィルム、ビデオテープ、映像ディスクに係る商品に使用することや、「きよしこの夜」、「ベートーベン交響曲第 5 番」といった従来知られた歌曲、音楽作品を、レコード、オーディオテープに係る商品に使用することが挙げられる。これらの作品名称と内容との結びつきは人の心に深く植え付けられており、これを前述した商品又は役務に使用すると、消費者は直接特定の作品内容を連想し、それを関連商品又は役務の内容の説明とみなすため、識別性を有しない。

(中略)

流行している又は広く人気となっている書籍、動画、劇等の作品は、しばしば著作の流布に伴い広く世に知られるようになり、とりわけ今日の商業モデルの運営のもとで、広く人気となっている書籍、劇はしばしば映画として改編され、チケットがよく売れる映画は各種周辺商品が販売され、作品名称が大量に使用され、消費者の脳裏に鮮明な印象が形成されることで出所を指示する機能を有する場合は、識別性を有する。著作権者又はその同意を得た者は、これを商標登録出願することができる。非著作権者又はその同意を得た者による商標登録出願は、消費者に出所を混同させるか又はその識別性を減損する可能性があるため、登録してはならない(商標 30 I ⑩)。

常用される書籍、雑誌、動画又はテレビ、ラジオ放送番組の内容の説明文字を、商標としてそれら商品への使用を指定すると、消費者に与える印象は内容の説明であり、且つその他の作者も同一又はよく似た説明文字を書名又は雑誌名称とする必要があることから、一人が登録を取得することは好ましくない。

拒絶事例：

- ・「五行生肖姓名學理」、「顛覆姓名學」：書籍、雑誌に係る商品に使用され、消費者に与える印象は商品内容の説明である。
- ・「空間大改造」：雑誌、書籍に係る商品への使用を指定する。消費者に与える

印象は雑誌、書籍主題又はその内容の説明である。

作品名称は、通常特定作品を指示するのに用いられ、特定の商業の出所を指示するのに用いられるのではない。例えば書籍名称がある特定の文学作品を指示するのに用いられると、消費者はそれを特定の商業の出所と結びつけることはなく、原則として、出所を指示し区別する識別性は有しない。実務上、しばしば出願人は作品名称によって書籍に使用する商標を登録出願する。この時審査の際に商標の使用方式を知ることができずに、登録を許可するが、もし登録後において商標権者がそれを作品名称とするのみであった場合は、商標の使用にはあたらない。

雑誌、新聞紙等定期的に発行される刊行物及び漫画、テレビドラマ等の一つのシリーズの同一名称で発表された作品は、個別の単一作品の内容がいずれも異なるため、消費者が同一の名称によって、同一の出所に属する個別の単一作品であることを識別することができることから、原則として識別性を有する。例えば、台湾の漫画「老夫子」及び「澀女郎」は、各冊それぞれが独立した完全な創作であるが、同一の人物によって一シリーズの図書を構成しており、消費者は書名によって当該一シリーズの書籍を識別することができるため、これを商標として識別性を有する。

書籍名称が正副2つ以上の表題を有する場合、表題の一つが既に一シリーズの作品に使用されていると共に、既に完全に書籍名称から切り離されることで単独の商業的印象を形成し、且つ当該表題がシリーズ作品の標識として広められ、それによって消費者が当該表題を一シリーズ作品の標識として認識しているときは、識別性を有する。書籍名称の表題が単独の商業的印象を形成しているか否かを判断する際は、当該表題が異なる字体、色、サイズで標示されているか、或いは書籍名称の他の表題から分離しているか否かといった要素を考慮することができる。例えば、「ハリー・ポッター」シリーズは全7巻であるが、各巻の表紙はいずれも「ハリー・ポッター」を書名の主たる表題としており、いずれも大きめの字体で、特殊なデザインが施され、かつ書名の他の副題から分離していると共に、当該シリーズ作品の共通表題として広められており、消費者にとっては既に当該シリーズ書籍の識別標識となっているため、識別性を有する。

各国比較一覧表
2. 書籍の題号等についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	英国	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	書籍の題号からなる商標								
1-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	(あり)※1	あり	あり	あり
1-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	(商標法第11条)※1	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
1-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional	—	(商標審査基準第二部分)※1	審査基準第8条11. 及び解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21 及び22	審査基準4.7
1-4	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「電子出版物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第9類 「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「書籍」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「新聞、雑誌等の定期刊行物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「辞書、百科事典」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第41類 「電子出版物の提供」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	芝居	「書籍の出版」、「オンラインによる電子書籍及び電子雑誌の提供」等の「印刷物」という製品に機能的に密接に関連するもの	—	—	—	・第28類: ゲーム用具及びおもちゃ ・第35類: 録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売, CD類の小売又は卸売, 広告 ・第38類: テレビジョン放送, ラジオ放送 ・第41類: 映画・ビデオ及び録画済み媒体の制作, 映画・ビデオ及び録画済み媒体の貸与, 娯楽の提供, 演劇の上演, テレビ娯楽番組の制作 ・第42類: 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守	
1-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない※1	有名である場合拒絶されない※1	判断は変わらない
1-6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は変わらない	結論は変わらない	結論は変わらない
1-7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
1-8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 産産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願登録 ③他人の肖像又は名称等
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号 ③同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22 及びPart 29	—
2	著者名/作者名からなる商標								
2-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	—	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
2-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	—	審査ガイドライン Part 16	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」, 4.6.1「氏」, 4.6.2「氏名」
2-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	—	有名である場合拒絶されない※2	結論は変わらない
2-8	その他の拒絶理由	①単一の作品の作者は基本的に拒絶の対象 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①記述的商標 ②品質, 産産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※2	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	誤認混同	①公序良俗違反 ②他人の肖像又は名称等
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § 1051, 1052, and 1127) ②商標法第2条(c)(15 U.S.C. § 1052(c), 1052(f), 1091(a))	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議)	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	商標法第43条	①第30条第1項第7号 ②同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1	商標誤認混同審査基準
3	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
4	注釈	—	—	※1: Trade Mark Act	—	※1: 普通名称や慣用的な表現を題名とした場合は拒絶となるがほとんどない。 ※2: 書籍の題号に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1: パブリックドメインである場合を除く ※2: 一般的な名前である場合を除く	—

3. 8 台湾

台湾では、映像作品題名については書籍の題号と同様の扱いとなる。したがって、商品又は役務との関係で記述的商標であるとされ、商標法第 29 条第 1 項第 1 号により拒絶となる場合がある。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

映像作品の題名について特に明記した商標法上の規定はない。したがって、映像作品題名の識別性については、商標法第 18 条及び第 29 条等の一般規定から解釈論として導かれる。

これらの条文については、上記 1.8(1)と同様である。

(2) 映像作品の題名からなる商標についての審査基準上の取扱い

映像作品の題名からなる商標については、上述の(2.8)(2)の書籍の題号の場合と同様である。台湾では、書籍、物語、劇、動画、歌曲及び音楽を一括で扱っておりこれらは区別されていない。該当する箇所は、商標識別性審査基準 2.2.1 及び 4.7 である。なお、書籍・映画及び劇等の作品中の人物名称について商標識別性審査基準 4.6.4 に記載がある。

(3) 映像作品の題名からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性(識別力に関して)

TIPO 及び出願代理人のいずれも、映像作品の題名について出願商標が指定商品又は指定役務の特性や特徴を単に記述するものである場合、商標法第 29 条により拒絶されるとしている。

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

TIPO 及び出願代理人の見解によれば、「識別力がない」として拒絶となる可能性のある指定商品又は指定役務と出願商標との関係は、以下のとおりである。

(a) 映像作品の題名からなる商標(商品)

- 「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合
- 「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合
- 「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合
- 「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合

その他、TIPO は、以下の場合を挙げている。

- 第 16 類：「書籍」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 28 類：「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィ

ルムの題名である場合

- 第 35 類：「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売，CD 類の小売又は卸売」について出願された商標が特定の映像フィルム，コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合
- 第 38 類：「テレビジョン放送，ラジオ放送」について，出願された商標が特定の映像フィルム，コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合
- 第 41 類：「オンラインゲームの提供，電子書籍の提供(ダウンロード不可)，映画，ビデオ又は録画済み記憶媒体，芸人による演芸の上演，演劇の上演」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 42 類：「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合

また，出願代理人は，商品として，第 16 類「ワークブック(簿本類)」を挙げている。

(b) 番組名からなる商標

- 放送番組の制作
- テレビジョン放送
- 映画の製作及び映画フィルムの配給

その他，TIPO は，以下を例示している。

- 第 9 類：ダウンロード可能な電子出版物，ダウンロード可能な映像ファイル，ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像
- 第 16 類：書籍
- 第 28 類：ゲーム及びおもちゃ
- 第 35 類：録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売，CD 類の小売又は卸売
- 第 38 類：ラジオ放送
- 第 41 類：オンラインゲームの提供，芸人による演芸の上演，演劇の上演
- 第 42 類：電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守

(c) 映像作品の題名からなる商標(貸与)

- 「映写フィルムの貸与」について，出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合
- 「録画済み磁気テープの貸与」について，出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合
- 「録音済み磁気テープの貸与」について，出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合
- 「録音済みコンパクトディスクの貸与」について，出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合
- 「レコードの貸与」について，出願された商標が特定のレコードの題名の場合

その他、TIPO は、以下を挙げている。

- 第 9 類：「ダウンロード可能な電子出版物，ダウンロード可能な映像ファイル，ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 28 類：「ゲーム及びおもちゃ」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 38 類：「テレビジョン放送，ラジオ放送」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 41 類：「オンラインゲームの提供，電子書籍の提供(ダウンロード不可)，映画，ビデオ又は録画済み記憶媒体の制作又は上映，芸人による演芸の上演，演劇の上演」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
- 第 42 類：「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について，出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合。

(3-3) 映像作品の題名の有名性の程度による判断の変化の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも，映像作品の有名性の程度により判断は変化しないとしている。

(3-4) 当該映像作品がシリーズものである場合の取扱い

TIPO 及び出願代理人のいずれも，映像作品がシリーズものであるか否かにより判断は変化しないとしている。

なお，商標識別性審査基準には，定期刊行物及び一つのシリーズの同一名称で発表された作品は原則として識別性を有するとしている(商標識別性審査基準 4.7)。この点については，上記 2.8(3-4)と同様である。

(3-5) 識別力の有無の判断時

上記歌手名等(上記 1.8(3-4))と同様である。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

上記書籍の題号(上記 2.8(3-6))と同様である。

(3-7) 識別力以外の拒絶理由

TIPO 及び出願代理人のいずれも，商標法第 30 条第 1 号第 7 号(公序良俗違反)，同第 10 号(他人の先願先登録)を挙げている。これらに関する判断については，商標誤認混同審査基準が参照される。

(4) 資料(条文等)

<商標法第 18 条>，<商標法第 29 条>，<商標識別性審査基準 2.1 及び 2.2.1>に

については上記 1.8(4)を参照。

<商標識別性審査基準 4.7>については、上記 2.8(5)を参照。

各国比較一覧表

3. 映像作品の題名についての識別力(商品)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号及び7号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	審査基準第8条解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定商品								
	「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第16類:「書籍」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第35類:「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」について出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送、ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供、電子書籍の提供(ダウンロード不可)、映画、ビデオ又は録画済み記憶媒体、芸人による演芸の上演、演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない	—	有名である場合拒絶されない	有名である場合拒絶されない※1	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	結論は変わらない	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	あり	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	第7条第1項第11号	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(八) ②第31条	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:題名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1:パブリックドメインである場合を除く ※2:一般的な名前である場合を除く	—

各国比較一覧表

4. 放送番組の題名についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	商標法第6条※1	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド "Famous Fictional Characters/Stories"	—	—	—※2	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定役務								
	「放送番組の制作」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
	「テレビジョン放送」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
	「映画の制作及び映画フィルムの配給」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第9類: ダウンロード可能な電子出版物、ダウンロード可能な映像ファイル、ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像 ・第16類: 書籍 ・第28類: ゲーム及びおもちゃ ・第35類: 録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売 ・第38類: ラジオ放送 ・第41類: オンラインゲームの提供、芸人による演芸の上演、演劇の上演 ・第42類: 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	①商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ ②国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものとして認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得る目的又は当該特定人に損害を加える目的をもって使用する商標	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	①第7条第1項第11号 ②第7条第1項第12号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2: 映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1: 番組名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	※1: 番組名等に関する明示規定はない。一般の識別力の要件に基づき審査 ※2: 番組名に関する審査規定を明記予定(現在改正検討中)。番組名を模倣して出願した場合について重点を置く予定。	—	—

各国比較一覧表
5. 映像作品等の題名についての識別力(貸与)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	—	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定商品又は指定役務	—	—	—	—	—	—	—	—
	「映写フィルムの貸与」について、出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録画済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みコンパクトディスクの貸与」について、出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコードの貸与」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	—	・第9類:「ダウンロード可能な電子出版物、ダウンロード可能な映像ファイル、ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送、ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供、電子書籍の提供(ダウンロード不可)、映画、ビデオ又は録画済み記憶媒体の制作又は上映、芸人による演芸の上演、演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合。
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	有り	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1: 著名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	—	—

平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>